仮換地
　街区番号　44街区　画地番号　10―１画地
　地積　56㎡
仮換地の指定の効力発生の日
　平成22年11月22日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
　別に定めて通知します。
注意
１　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。
教示
１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

独立行政法人都市再生機構千葉地域支社公告第15号

八千代都市計画事業西八千代北部特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第５項及び第99条第２項の規定による仮換地変更指定通知について、送付すべき場所を確知できなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり、公告する。

平成22年11月１日
　八千代都市計画事業
　西八千代北部特定土地区画整理事業
　施行者
　　独立行政法人都市再生機構千葉地域支社
　　地域支社長　宇佐見一夫

記

１　氏名及び住所
　氏名　櫻井　正夫
　住所　東京都台東区浅草七軒町１番地
　氏名　小林　節藏
　住所　東京都台東区浅草三筋町二丁目９番地
　氏名　和田　義康
　住所　東京都世田谷区下馬町一丁目100番地
２　通知の内容
　櫻井　正夫氏の従前の宅地及び仮換地
　文書番号　ちば開30－141　千葉中部発指定10－１－10－９　平成22年９月30日（平成19年11月29日付千葉中部発指定９－２－６で通知した仮換地指定についての変更）
変更前
　従前の宅地
　　町名及び字名　八千代市吉橋字西芝山
　　地番　2365番22
　　地目　山林
　　登記簿地積　211㎡
　　基準地積　249.15㎡
　仮換地
　　街区番号　６－７街区　画地番号　２画地
　　地積　137㎡
変更後
　従前の宅地
　　町名及び字名　八千代市吉橋字西芝山
　　地番　2365番22
　　地目　山林
　　登記簿地積　211㎡
　　基準地積　251.84㎡
　仮換地
　　街区番号　94街区　画地番号　10－２画地
　　地積　115㎡

　小林　節藏氏の従前の宅地及び仮換地
　文書番号　ちば開30－141　千葉中部発指定10－１－10－10　平成22年９月30日（平成19年11月29日付千葉中部発指定９－２－７で通知した仮換地指定についての変更）
変更前
　従前の宅地
　　町名及び字名　八千代市吉橋字西芝山
　　地番　2365番24
　　地目　山林
　　登記簿地積　158㎡
　　基準地積　186.57㎡
　仮換地
　　街区番号　７－２街区　画地番号　10画地
　　地積　98㎡
変更後
　従前の宅地
　　町名及び字名　八千代市吉橋字西芝山
　　地番　2365番24
　　地目　山林
　　登記簿地積　158㎡
　　基準地積　188.58㎡
　仮換地
　　街区番号　100街区　画地番号　15－４画地
　　地積　99㎡

　和田　義康氏の従前の宅地及び仮換地
　文書番号　ちば開30－141　千葉中部発指定10－１－10－７　平成22年９月30日（平成19年11月29日付千葉中部発指定９－２－４で通知した仮換地指定についての変更）
変更前
　従前の宅地
　　町名及び字名　八千代市吉橋字西芝山
　　地番　2363番26
　　地目　山林
　　登記簿地積　128㎡
　　基準地積　151.15㎡
　仮換地
　　街区番号　７－２街区　画地番号　31画地
　　地積　79㎡
変更後
　従前の宅地
　　町名及び字名　八千代市吉橋字西芝山
　　地番　2363番26
　　地目　山林
　　登記簿地積　128㎡
　　基準地積　152.77㎡
　仮換地
　　街区番号　100街区　画地番号　15－６画地
　　地積　78㎡

仮換地の変更指定の効力発生の日
　平成22年11月22日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日
　別に定めて通知します。
注意
１　この通知書記載の「仮換地の変更指定の効力発生の日」以降も引続き従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
２　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することができません。
教示
１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

弁理士登録公告

平成22年10月13日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
10月13日	17258	赤穂　隆雄
10月13日	17259	江嶋　清仁
10月13日	17260	上田　郁子

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成22年９月29日	15201	浅間　順一	申請抹消
平成22年９月30日	16558	武林　茂	〃
平成22年10月５日	07878	橋本　正男	〃
平成22年10月７日	12799	綿貫　章	〃

弁理士数　8,731名
（平成22年10月13日現在）

平成22年11月１日　日本弁理士会